

# 官報

号外 昭和三十五年三月十二日

## 第七回衆議院會議録第二十五号

昭和二十五年三月十一日(土曜日)

議事日程 第二十三号

午後一時開議

第一 科学技術の振興に関する決議案(星島二郎君外二十八名提出)

第一 漁業法の一部を改正する法律案(田淵光一君外二十名提出)

第三 榮養土法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した事件

運輸審議会委員任命につき同意を求めめるの件

日程第一 科学技術の振興に関する決議案(星島二郎君外二十八名提出)

日程第三 榮養土法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出)

午後三時三十分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます

○議長(幣原喜重郎君) お諮りいたします。内閣より、運輸審議会委員に富山清憲君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本件は同意を與ふるに決しました。

第一 科学技術の振興に関する決議案(星島二郎君外二十八名提出)  
(委員会審査省略要求事件)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。日程第一、科学技術の振興に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。前田正男君。

科学技術の振興に関する決議案  
科学技術の振興に関する決議案

狭いにして資源貧乏な領土の上に八千余万の過大人口を擁するわが国が、真に自立再建せんがためには、その基礎を科学に求めなければならぬ。即ち産業経済の発展も、社会文化の向上も科学技術の振興と科学的知性の培養によつて始めて達成される。従来研究施設が極めて貧弱であつたにもかかわらず、多くの優秀なる科学技術研究者を生み、世界的に相当貢献したのであるが、戦後における経済変動の余波を受け、一層衰微を極めている。

日本経済の自主再建のため、産業合理化、貿易の振興を強力に推進せねばならぬが、これがためには、科学技術の振興と、これが応用工業化を積極的に行ふ必要があらぬ。政府は、かかる現状にかんがみ、科学技術振興に対し、速やかに左記要項について適切な措置を講ずることを要する。

一 科学技術関係の国家予算を増額するとともに、設備改良等への長期資金の融資等に特別措置を講ずること。  
二 科学教育を振興するとともに、研究費の増額交付、研究者の待遇改善を図りもつて科学技術知識の普及に努めること。

三 科学技術の応用工業化のため特殊金融庫を設けること。  
四 科学技術関係各機関を能率的且つ総合的に運営するため、制度施設の改善整備を行うこと。

右決議する。

〔前田正男君登壇〕

○前田正男君 私は、これより各党共同提案になりますところの科学技術の振興に関する決議案につきまして提案理由の説明をいたしたいと存じます。何とぞ皆さまの御賛同を得たいと思つて、最初に決議案文の朗読をいたします。

科学技術の振興に関する決議案  
狭いにして資源貧乏な領土の上に八千余万の過大人口を擁するわが国が、真に自立再建せんがためには、その基礎を科学に求めなければならぬ。即ち産業経済の発展も、社会文化の向上も科学技術の振興と科学的知性の培養によつて始めて達成される。

従来研究施設が極めて貧弱であつたにもかかわらず、多くの優秀なる科学技術研究者を生み、世界的に相当貢献したのであるが、戦後における経済変動の余波を受け、一層衰微を極めている。

日本経済の自主再建のため、産業合理化、貿易の振興を強力に推進せねばならぬが、これがためには、科学技術の振興と、これが応用工業化を積極的に行ふ必要があらぬ。政府は、かかる現状にかんがみ、科学技術振興に対し、速やかに左記要項について適切な措置を講ずることを要する。

政府は、かかる現状にかんがみ、科学技術振興に対し、速やかに左記要項について適切な措置を講ずることを要する。

一 科学技術関係の国家予算を増額するとともに、設備改良等への長期資金の融資等に特別措置を講ずること。  
二 科学教育を振興するとともに、研究費の増額交付、研究者の待遇改善を図りもつて科学技術知識の普及に努めること。  
三 科学技術の応用工業化のため特殊金融庫を設けること。  
四 科学技術関係各機関を能率的且つ総合的に運営するため、制度施設の改善整備を行うこと。

右決議する。

まず、私より皆様にお断りいたしますが、本決議案に対しまして各党各派の賛成演説が省略せられますので、少しく私から詳しく御説明させていただきますと思ひます。

静かに終戦後の敗戦日本を考へてみますときに、この狭隘にして、また領土を失いましたところのわが日本は、非常に過大な、八千万に及ぶところの人口を擁しておるのであります。しかもまた、私たちの経済の中心であります産業設備は、戦争中にむりな運転をいたしましたために、非常に損耗し、老朽化しておるのであります。また農村を見ましても、山村を見ましても、いろいろ不安定な問題を蔵しておりまして、あるいはまた貿易面におきましても、非常な行き詰まりにぶつかつておることもあるのであります。こういうような諸般の困難な條件を考えます

ときに、わが日本の自立再建、こういう問題は、実に非常に重大な困難を伴うものでありまして、われ／＼も皆練々とともに、これが打開のために日夜努力しつつあるわけであります。このときにおきまして、私たちは非常に明るい光明を見出すことがあるのであります。それは何かと申しますと、本決議案に盛り込まれた科学技術の振興が、この困難なる條件を打破しまして、わが日本の再建ができる、唯一の方法であるとは確信いたしておるのであります。

皆さん、私たちの日本の先輩の人が歩まれて来た道を振り返つてみますと、すでに徳川時代において、世界に誇り得る高等数学を出しておるのであります。この事実が、現在におきましても非常に世界から高く評価されております。そのほか、いろ／＼と有名な多数の基礎理論の方、あるいは科学研究者の方が、たくさん功績を残されております。最近の例におきましては、本衆議院におきまして過般表彰せられましたところの湯川博士の、あのりつばな功績もあるであります。私たちは、こういう先輩のりつばな業績、基礎科学におきまますりつばな研究の成果を持つております。また世界の文化の向上にも相当寄與しておるのでありますから、この研究をさらに十分に押し広げて行きますと、もつと研究に努力いたしまして、また国力をあげてこの方面に力をいたして行きましたならば、私たちの日常生活、文化、経済、各方面にわたりました科学技術が応用利用されまして、国民の総力を結集いたしますならば、必ず自立再建

の道もあることと私は信じておるのであります。

これを具体的に申しますと、まず農山村等におきましてのいろ／＼の技術改良、こういう問題は、やはり科学技術の観点から出発する必要があるのであります。また農村の工業化、地方産業の育成、こういう問題も、私たちは、科学の力、技術の力によりましてその成功を見なければなりません。また水産業におきましても、改良事業はたくさんあります。また日本におきまして、今回領土が狭隘になりましたけれども、しかしながら、資源の開発、総合開発ということ、またこれからの仕事であるのであります。しかも国土開発におきまして、道路、河川、こういう方面には土木機械を大いに使わねばなりません。また輸送方面におきましても、いろ／＼な機関、あるいはまた荷役機械、こういうたもの改良が行われましたならば、物資の交流も、もつと楽になるのであります。あるいはまた産業方面におきましても、新しい製造方式、あるいはまた新しい設備、こういうことによりまして新産業面を開拓することができるのであります。その結果、皆さん御承知の通り、安くてよい品物がたくさん出て来ることになりまして、貿易を打開するだけではないに、私たちの日常の国民生活を非常に安定し、また向上する方向に持つて行くのであります。私たちの日常生活、文化の向上という点におきましても、ラジオ、テレビジョン等を見ましても、みな科学知識の応用であるのであります。学問におきましても、自然科学は非常に進歩を遂げてお

ります。また学術体系も大いに整備され、日本におきましては特に日本学術会議という体制もできて、私たちは、学問の方面においても科学技術の把握に中心があるということが、よくわかるのであります。しかも、私たちのものの考え方、社会、政治、こういう方面に対する考え方にもまた科学的な面というものが非常に大きな作用を及ぼしておるのであります。こういうことを総合いたしますと、私たちは、科学技術の振興によりまして、この日本の自立再建は必ずし得ると考えられるのであります。

しかしながら、翻つた私たちの日本の現状を見ますときにはどうであるかという、科学技術方面に對しまして、まず第一に國家の予算がはなはだ少いのであります。これは、私たちが国会にありますが、大きな責任がありますので、少くも数字をもつて御説明いたしますと、今回の予算審議におきまして、科学技術振興関係の経費の調べを当局から出していただいたのであります。今年度の予算におきましては約五十億円であります。これは消防から檢察の方のことまでみんな入りまして研究の費用を一括いたしました。各省集めて五十億円であります。本年度一般会計の約六千億に比べて、わずかに〇・七六％というふうな少額であります。昨年度におきましては、これが三十四億円であります。〇・四六％というふうな実に少額であります。しかもまた、一般研究者の人はどうかと申しますと、研究費に困られて、その研究費を集めるために、資材を集めるために、研究

の時間を非常にさいておられるのであります。しかも、社会的なその地位に比べて、その待遇は非常に劣つております。過般新聞をにぎわせました通り、某博士は海米されるに三等の船客であり、某々の娘は一等の船客であつたということが新聞に書いてあつたのであります。かくのごときことでは、私たち國政に携わる者として、日本の再建につきまして大いに考えなければならぬものがあると思つております。(拍手)

皆さん、私たちは例を簡単にあげても、本多博士、八木博士、あるいは今の湯川博士その他いろ／＼と、地震学その他におきましても非常にりつばな成果があつておるのでありますけれども、これらの研究者の方のいろいろな日常生活の困難というものを考えましたときに、私たちは、その努力に對しまして、もつと報いの道を考えなければならぬと存するのであります。またこの応用化、工業化という方面を見ましても、まだ十分なものはありません。せつかりつばな研究がありながら、これが外国によつて行われ、日本によつては行われぬ。こういう応用化、工業化という点が遅れておる。こういう面に対する金融も不十分である。こういうことでは、わが日本の再建、また日本經濟の自立という点から行きましても、非常に私たちは考えなければならぬ問題であると存するのであります。これらのことは、すでにわが國はもちろん、世界各國からも從來十分に指摘されておるところであります。わが國の一大欠陥であります。この欠陥に對しましては、社会一般の認

識が不足である、こういうことももちろんであります。また政治が貧困であるということも事実であります。あるいはまた、科学者、技術者の中に派閥の争いがあつたとか、権限の争いがあつたとか、こういうことのために非常に進歩が遅れたということもまた事実であると私は思ひます。

しかしながら、私たちは現在再建をしなければならぬこの重大なる現下の政務といたしましては、こういう古いところの長く続きましたところの情性を打破りまして、一大勇猛心をもつて徹底的に打開する必要があるということ、私は考えます。そこで、先ほどの決議において申し上げました通り、政府に各項目について要望したのであります。この各項目につきましても、もう少し御説明をさせていただきますと思ひます。

先ほど申しました第一の点であります。科学技術の國家予算を増額するということであり。非常にパーセンテージが少いばかりではあります。これは私たちは公共事業費に例をとりますと、二十五年度は九百九十億円であります。それに対して、わずかに五十億でありましたならば、二十分の一であります。昨年におきましても、大体二十分の一という比率が出ております。國土の開発、國土の再建のための研究費用と、私たちの日常生活、文化、經濟全体にわたりますところのこの再建の基礎になりま科学技術に對する予算の比率を見ますと、わずかに二十分の一ということでは、幾ら私たちが文化國家の建設を叫んでみましても、その突が伴わない

ということ、よくおわかりだと思ひます。わが国土の開発に必要な費用の十分の一、割くらい、すなわち約百億くらいの額は、本年度におきましても当然見込まれるべきものであると私たちは考へておるのであります。

皆さん、最近私たちの日本におきまして注目すべき問題は、東南アジア方面におきまして、米國が後進國開発という問題につきましていることと援助資金を出すということ、新聞において見ることであります。この方面の人たちが、私たちこの敗戦の日本に期待しますものは、実は何かと申しますと、わが國でできませんところの機械類、各繊維工場施設設備、こういうものが各東南アジア諸國の産業復興計画の中で期待するものが多いという話を私たちはたび／＼聞いておるのであります。私たちは、せつかく先人が築いてくれましたところのこの技術、この科学をもちまして、ぜひこの際私たちはアジアの中心になるくらいに――経済方面におきましては、アジアの中心としてこの科学技術を輸出して行けるくらいに、しっかりと基礎をつくらなければならぬと私は考へるのであります。――こういう点から申しまして、國家予算という問題について再考を願ひたいと思つておるのであります。私たちは、文化國家建設の日本の面目から見ましても、ぜひこの点は御考慮を願ひしたいと思ひます。

その次の問題であります設備改良への長期資金ということですが、従来つくつておられます製品におきましても、能率的な生産というものを考へなければなりません。現在非常に設備

が悪くなつておりました、技術の向上ということ考へなければならぬのであります。また科学的管理ということ考へましたならば、ダンピングであるとか、あるいは労働強化であるとか、こういうことを言われなくても、同じ作業時間で、同じような値段をもちまして、よいものがたくさんできるのであります。どうしても私たちは、ここに従来の製品におきましても新しい機械に入れかえまして、設備を改良することゝすることが必要であります。良するということが必要であります。そればかりではありませぬ。新しい製造方式によりまして、研究者の考へましたところの新しい物質によるところの新産業というものは、化学の方面におきましては、これから大いに期待し得る品物があります。この方面におきましても私たちは大きな努力をしなければならぬが、特に中小企業の設備が非常に老朽しておりました、弱つておりますので、中小企業のほんとうの救済の道は、どうしてもこの人たちの持つておる設備を根本的に改良してやるというために、ぜひ長期の資金を貸し出す必要があらります。また新しい産業のために設備を改良する、こういうことになりまして、この設備の事は、大半また中小企業の下請企業に流れて行くのであります。現在困つておられます中小企業の有効需要を喚起するといふ点から行きましても、この設備改良等の長期資金は、ぜひこの際出す必要があるのだと私は考へておられます。また地方の農山村等におきましても、非常に今後の恐慌に対して憂慮しておる人がありますが、地方産業の育成、あるいは農村の工業化等

も、みなこの長期の資金がなければできないのであります。ところが、政府のやつておりますいろいろな対策がありますが、見返り資金を直接投資する、これはなかなか出ません。あるいはまた中小企業に對しまして、市中銀行と見返り資金で半分ずつ金を出しておられますけれども、これもなかなか十分に出ないのであります。どうしても私は、この際根本的に産業を開発するところの投資会社というふうなものをそういう構想のもとに、復金の赤字融資というふうなことをなくしましたところの、ほんとうの長期開発資金を出すという、日本の産業保護政策というものを、ぜひこの際やる必要があるのではないかと考へておるのであります。この科学技術振興の決議によりまして、長期資金融通の特別の措置を講ずることにつきまして、政府に一段の考慮をお願いする次第であります。

その次の問題でありますところの研究費の増額交付ということでございますが、これを本年度の予算について御説明申し上げますと、一般的なものは、文部省関係で約五億あります。教育の研究費といつたしまして十一億、合計十六億六千万円あります。通産省の工業化のための一億五千万円、これくらいのものが、ほんとうの一般的な研究費として盛られておるのであります。これは昨年比で多少増額はしておりますが、今回のガス、電気、こういうものの諸経費の値上りから見ましたならば、実質的増額はないのであります。――こういう点から見まして、私たちは、もつとこういう方面の研究

費の増額交付ということは、ぜひ必要であると思ひます。そこで、科学教育の問題につきましてお話したいのであります。私たちは、この科学教育の話をよく聞いておりますと、一番かんじんな実業技術を教育する実業学校というものが、今の日本の教育体系においては十分であるように思つておられます。どうかこの点につきましても大いに御研究を願ひたいと思つておられます。あるいはまた各種大学等におきましても、大学の経営科、こういったものを大いに設けるべきではないかと思つておられます。また生活文化の応用の宣伝、こういったことにつきましても、子供の時から、いろいろとこういう方面に對して教育するために、博物館をつくるというふうなことにつきましても、私たちは大いに考へなければならぬと思つておられます。

第三項の産業技術開発金庫の点でございますが、研究の工業化に必要な試作または中間試験、こういう方面には相当な資金が必要であります。これをやらぬと、生産技術のジリ貧状態になるわけでありまして、自己のリスクだけでは十分でないところがあるのでありまして、どうか政府から回転資金を出資して、将来はこれを返して行くといふような金融特殊金庫をつくらうかどうかと考へるのであります。これは日本學術會議から政府に勧告しておる問題でありまして、日本學術會議の權威のためにも早急に具体化したと考へておられます。

第四番目の項目でございますが、これはごく簡単に申上げますが、いろいろとむだな研究重複等、あるいは実行

できないような研究等があるようでありまして、各機關を総合的に能率的に利用してもらいたいというのがこの意味であります。

大體以上、多少長くなりましたけれども、決議案の趣旨につきまして御説明申し上げたのでありますが、要するに、この今回の決議案におきまして、特に皆様にお諮りしたいことは、過般本院の議長から、決議案が通過いたしましたときは、これを必ず実行に移すようにしろという御提案がありまして、各派御了承になつたように聞いておるのであります。そこで、この際この決議案が皆さんの御賛成をいただいたて成立いたします以上は、皆さんの御協力によりまして、ぜひこれを実行に移すことができれば、ぜひこれを再建の唯一の光明というものは科学技術の振興であると思ひます。この決議案の根本の趣旨は、科学技術の振興を重視するということでありまして、どうか皆さんの満場一致の御賛成を得まして本決議案の成立いたしますようお願いいたします。(拍手)

議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際文部大臣及び通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。高瀬文部大臣。

〔國務大臣高瀬文部大臣〕

○國務大臣(高瀬文部大臣) 六たいまの御決議に對しまして、科学行政の担

当者としての立場から所見を申し述べたいと存じます。

わが国今日の科学技術の水準から考へて、科学技術の振興発展がきわめて大切なことであり、それがわが国再建のための基本的な条件でありますと同時に、平和的な文化国家建設の理想の上からいっても急速にその実現をはからなければならぬということ

は、政府といたしまして、もちろん十分認識して努力して参つた次第であります。従つて、ただいまの御決議の趣旨につきましては、まづたく共鳴同感いたすところでございます。それにつきまして、ただいまの御決議に指摘されましたるの條項は、いずれも適切な対策と考へますので、今後さらに検討を加へまして、そのすみやかなる実現のために一段の努力をいたすつもりであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 池田通商産業大臣。  
〔國務大臣池田勇人君登壇〕  
○國務大臣(池田勇人君) ただいま御決議になりました科学技術振興に関する決議並びにその内容の御説明に對しましては、政府はまづたく同感であるのであります。科学技術の振興がわが国経済再建の基礎をなすという認識のもとに各般の施策を講じて参つたのであります。本年の予算よりも来年の予算は財政の規模が縮小いたしました。が、科学技術振興に對しましての出資は相当ふやして参つておるのであります。今後におきまして、今回の決議によりまして十分予算の査定上考へて行きたいと思つておるのでござい

す。(拍手)

○山本猛夫君 日程第二は延期されんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程第二は延期するに決しました。

第三 栄養士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三、栄養士法の一部を改正する法律案、日程第四、性病予防法等の一部を改正する法律案、

右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。厚生委員会理事水永佛骨君。

栄養士法の一部を改正する法律案

栄養士法(昭和二十二年法律第一百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号、同條第三項及び第十二條第二項中「一年以上」を「二年以上」に改める。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條之二 栄養士試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に栄養士試験審査会(以下審査会という。)を置く。

審査会は、委員十五人以内で組織する。

審査会に、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

委員は、関係行政機関の職員及び栄養に關し字職経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

審査会に、委員の互選による委員長一人を置く。

この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他審査会に關して必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に従前の第二條第一号及び第二号の規定に該当する者又は同項第一号に規定する養成施設において現に修業中の者でその課程を修了するに至つたものは、第二條の改正規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日まで限り、都道府県知事の免許を受けることができる。

栄養士法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月八日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

栄養士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

性病予防法等の一部を改正する法律案

性病予防法等の一部を改正する法律

目次

第一條 性病予防法の一部改正

第二條 癩予防法の一部改正

第三條 「トラホーム」予防法の一部改正

第四條 寄生虫病予防法の一部改正

第五條 伝染病予防法の一部改正

第六條 旅館業法の一部改正

第七條 興行場法の一部改正

第八條 公衆浴場法の一部改正

第九條 理容師法の一部改正

第十條 墓地、埋葬等に関する法律の一部改正

第十一條 食品衛生法の一部改正

第十二條 屠場法の一部改正

第十三條 へい黴処理場等に関する法律の一部改正

第十四條 医療法の一部改正

第十五條 あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の一部改正

附則

第一條 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八章第三十二條の次に次の一條を加える。

第三十二條之二 第六條、第七條第一項、第十條、第十四條第一項及び第二十二條中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基く政令で定める市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。

2 第十五條第一項中「都道府県知事」とあるのは、前項の市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。但し、第十一條又は第十二條の規定により、都道府県知事が、医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせた患者については、この限りでない。

3 第十五條第三項中「都道府県知事」とあるのは、第一項の市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。但し、前項の規定により読み替へられる第十五條第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合に限る。

4 第一項の市にあつては、第七條中「都道府県」とあるのは「市」と、第二十一條第一項及び第二十五條中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替へるものとする。但し、第一項の規定により読み替へられる第十條又は第二項の規定により読み替へられる第十五條第一項の規定により、市長が、医師の健康診断を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合に限る。

第二條 癩予防法(明治四十年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第一條、第二條ノ二、第三條、第七條第一項第一号、第九條及び第十條中「行政官庁」を「都道府県知事」に改める。

第二條 癩予防法(明治四十年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第一條、第二條ノ二、第三條、第七條第一項第一号、第九條及び第十條中「行政官庁」を「都道府県知事」に改める。

第四條第二項、第七條第一項第四号及び第八條中「道府県」を「都道府県」に改める。

第六條及び第七條第一項中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に改める。

第七條第二項中「関係地方長官」を「関係都道府県知事」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十三條 第一條、第二條ノ二及第十條中「都道府県知事」トアルハ保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ「市長」ト読替フルモノトス

第六條及第七條中「都道府県」トアルハ前項ノ市ニ在リテハ「市」ト読替フルモノトス但同項ノ規定ニヨリ讀替ヘラルル第二條ノ二ノ規定ニヨリ市長ニ於テ同條各号ノ事項ヲ行ヒタル場合ニ限ル

第八條中「都道府県」トアルハ第一項ノ市ニ在リテハ「市」ト読替フルモノトス

第三條 「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「行政官庁」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス第四條及第十條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第四條第一項中「行政官庁」を「都道府県知事」に、同條第二項中「地方長官」を「都道府県知事」に、

「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県（保健所法第一條ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル市ニ在リテハ市トス第七條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第五條中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第六條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に、「其ノ費用」を「其ノ費用（第四條第一項第一号ノ檢診ニ要スル費用ヲ除ク）」に改める。

第七條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に、「支出額」を「支出額第三條第一項ノ治療又ハ第五條ノ施設ニ要スル費用ヲ除ク」に改める。

第十條中「行政官庁」を「都道府県知事」に改める。

第四條 寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九號）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方長官」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス）」に、同條第二項中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県（保健所法第一條ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル市ニ在リテハ市トス第七條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第三條、第四條、第六條及び第八條中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第五條から第七條までの各條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に改める。

第五條中「其ノ費用」を「其ノ費用（第二條ノ健康診断又ハ糞便検査ノ費用ヲ除ク）」に改める。

第七條中「支出額」を「支出額（第四條ノ施設ニ要スル費用ヲ除ク）」に改める。

第五條 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六號）の一部を次のように改正する。

第十九條に次の一項を加える。

保健所法（昭和二十二年法律第百一號）ノ規定ニ基テ政令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ前項第一号第四号第五号第六号（汽車又ハ船舶ニ係ルモノヲ除ク）第七号（上水又ハ下水ノ新設改築変更又ハ廃止ニ係ルモノヲ除ク）及第九号ノ事項ハ市長ニ於テ之ヲ施行スルモノトス

第二十四條中「支弁」を「支弁（第十九條第二項ニ關スル諸費ヲ除ク）」に改める。

第二十五條第一項中「支出」の下に「並ニ第十九條第二項ニ關スル市ノ支弁」を加える。

第六條 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八號）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市にあつては、市長）」に改める。

第七條 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市にあつては、市長）」と読み替へるものとする。

第二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市にあつては、市長」に改める。

第八條 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九號）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市にあつては、市長）」に改める。

第九條 理容師法（昭和二十二年法律第百三十四號）の一部を次のように改正する。

本則中第十七條の次に次の一條を加える。

第十七條の二 第十條（理容師の免許を取り消す場合を除く）、第十一條、第十三條第一項及び第十四條中「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。

第十條 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八號）の一部を次のように改正する。

本則中第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條の二 第十八條及び第十九條（第十條ノ規定による許可を取り消す場合を除く。）中「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。

第十一條 食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三號）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市（以下保健所を設置する市という。）の市長」に改める。

第十八條第一項の次に次の一項を加える。

保健所を設置する市は、前條第一項ノ規定により收去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

第十九條第一項中「及び都道府県」を「都道府県及び保健所を設置する市」に、同條第二項中「都道府県」を「都道府県若しくは保健所を設置する市」に、「都道府県知事」を「都道府県知事若しくは保健所を設置する市の市長」に改める。

第二十五條第一項及び第六項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所を設置する市の市長」に、同條第二項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、同條第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所を設置する市の市長」に改める。

第二十六條中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に改める。

第二十八條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所を設置する市の市長」に改める。

第八章中第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十九條の二 第二十一條から第二十四條までの各條中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。

但し、政令で定める營業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

第三十一條第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事(第二十九條の二の規定により読み替へられる場合は、市長)」に改める。

第十二條 屠場法(明治三十九年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の二條を加える。

第四條ノ二 屠畜検査員ハ都道府県及保健所法(昭和二十二年法律第百一號)第一條ノ規定に基テ政令ヲ以テ定ムル市ニ之ヲ置ク

屠畜検査員ハ都道府県又ハ前項ノ市ノ吏員ノ中ヨリ都道府県知事又ハ同項ノ市ノ市長之ヲ命ズ前二項ニ定ムルモノヲ除ク外屠畜検査員ノ資格其他屠畜検査員ニ關シ必要ナル事項ハ省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條中「内務大臣」を「厚生大臣」に改める。

本則中第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條ノ二 第十一條(屠場ノ廃止ヲ命スル場合ヲ除ク)及第十二條中「都道府県知事」トアル

ハ保健所法第一條ノ規定ニ基テ政令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ「市長」ト讀替フルモノトス

第十三條 獣畜処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事(保健所法(昭和二十二年法律第百一號)第一條の規定に基テ政令で定める市にあつては、市長)」に改める。

第十四條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所法(昭和二十二年法律第百一號)第一條の規定に基テ政令で定める市(以下「保健所を設置する市」といふ。)(の市長)」に改める。

第二十六條第一項中「及び都道府県」を「都道府県及び保健所を設置する市」に、同條第二項中「都道府県」を「都道府県若しくは保健所を設置する市」に、「都道府県知事」を「都道府県知事若しくは保健所を設置する市の市長」に改める。

第十五條 あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法(昭和二十二年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事(保健所法(昭和二十二年法律第百一號)第一條の規定に基テ政令で定める市にあつては、市長。次條第二項において同じ。)」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

性病予防法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月八日 参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔松永佛骨君登壇〕

○松永佛骨君 たいだいま議題となりました榮養士法の一部を改正する法律案及び性病予防法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず榮養士法の一部を改正する法律案について、その提案理由並びに内容を簡単に申し上げます。昭和二十三年一月本法施行以来の実績に徴しますに、榮養士の資質向上をはかるの要ますます緊切なるものがありますとともに、他面において一層榮養士資格試験の公正を期する必要があるものと認められます。ここにござりまして、第一には、榮養士の資格を得るために、厚生大臣の指定した榮養士養成施設の修業年限を現行の一年以上より二年以上に改めるとともに、榮養士試験の受験資格として必要な見習い期間を一年

以上より二年以上に延長しようとするものであります。第二には、榮養士試験審査会に関する規定を設け、本試験の公正を期せんとするものであります。

次に性病予防法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十二年の保健所法の改正以来、保健所の機能は大いに拡張せられたのであります。都道府県並びに政令で定める三十の市の設置している保健所に対しては、保健所法の規定により、都道府県知事またはこれらの市の市長の衛生事務に関する権限を委任することにござりまして、第一線の公衆衛生行政は保健所を中心として運営せられていのであります。しかしながら、従来の衛生関係の法律におきましては、これらの市長の権限についてはほとんど規定するところがありません。現在では地方自治法第五十三條第二項の規定によりまして、都道府県知事の衛生事務に関する権限の一部をこれらの市の市長に委任することとしたら、その委任の範囲を厚生次官通牒をもつて示して来たのであります。かような措置によるのみでは、なお行政事務を行う吏員の身分、権限、委任に伴う費用負担の関係等について種々不便がありますので、これを法律で明確に規定するため性病予防法外十四件の法律と改正しようとするのが、政府の本改正法案提案の理由であります。

次に本改正法案の内容のおもな点を申し上げます。第一は、従来都道府県知事の権限に属する衛生事務のうち、本質的考慮を要するもの、その他特殊なもの以外は、これを政令で定める

市につきましては、その市長をして行わしめることにし、各法律について、それぞれの事項を規定したことであります。第二は、政令で定める市の市長は、その事務を行うために、市の吏員の中から食品衛生監視員、屠畜検査員等の職員を任命し得ることとしたことであります。

第三は、これらの市長が行う事務について、その市が費用を負担したときは、国庫よりその市に対して負担金を與へるようとしたのであります。この両法案は、二月十二日、予備審査のため本委員会に付託せられ、同二十四日、厚生大臣から提案理由の説明を聴取したのであります。三月八日、本付託となり、九日の委員会において、活潑なる質疑応答の後、討論に入り、満二十一年に到達したる全国の男女に対しては、国と地方公共団体の責任において周到な健康調査を実施すること、二、国民榮養調査を徹底するとともに、六、三制学校において全面的に給食を実施すること、三、総合的榮養改善の機關を設置すること、この希望意見を付して両法案に賛成する旨の意見の開陳があり、また日本共産党の渡部委員よりは、榮養士養成施設における授業科目を再検討してこれを合理的に改革するならば修業期間延長の必要を認められぬとの理由で本法案に反対する旨の意見の開陳がありました。

かくして採決に入りましたところ、両法案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手) ○議長(幣原喜重郎君) まず日程第三

につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第四につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、有価証券移転税法を廃止する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

有価証券移転税法を廃止する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事北澤直吉君。

有価証券移転税法を廃止する法律案

有価証券移転税法を廃止する法律案

有価証券移転税法(昭和十二年法律第七号)は、廃止する。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた有価証券移転税については、なお従前の例による。
3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 たいま議題となりました有価証券移転税法を廃止する法律案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。この法律案は、今次シャウブ税制使節団の勧告によります税制改革の一環として提出せられたるものでありまして、この税が有価証券の流通を阻害するといふ非難にかんがみ、取引高税等流通税廃止の一般的方向に即応し、これを四月一日より全廃し、有価証券の流通を円滑にしようというのであります。

この法律案は、二月二十四日大蔵大臣の提案理由の説明を聴取し、爾来委員会を開き審議を重ねましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、本日討論採決に入りましたところ、田中委員は日本社会党を代表し、北澤委員は自由党を代表し、宮腰委員は民主党を代表し、

内藤委員は国民協同党及び農民協同党を代表し、いづれも本案に賛成の意を述べられ、河田委員は日本共産党を代表して本案に反対の意を寄せられました。かくて討論を終り、採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

これにて本日の議事日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後三時五十六分散会

出席國務大臣

- 大蔵大臣 池田 勇人君
通商産業大臣 文部大臣 高瀬 莊太郎君
厚生大臣 林 讓治君
國務大臣 本多 市郎君
出席政府委員 厚生技官 三木 行治君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨十日国会は日本国憲法第八條の規定による議決をなし、内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

一、昨十日国会において承認することを経済した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。地方自治法第五十六條第四項の規

定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めめるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めめるの件

一、昨十日内閣から次の報告書を受領した。
国際観光事業の振興促進に關する決議に對する報告書

一、昨十日幣原議長は、吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
(銀行局銀行課 大月 高
長(大蔵事務官) 近藤 直人
總理府事務官)

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長宛、去る三日議長に對して承認した師岡健四郎を同日及び去る九日承認した下牧外六名を昨十日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十日衆議院規則第十四條但書により議長に對して議席を次の通り変更した。
七二 藤井 平治君
七九 幡谷仙次郎君
一〇三 伊藤 郷一君
一六九 東井三代次君

一、昨十日議員から提出した議案は次の通りである。
熱海国際観光温泉文化都市建設法案(島山鶴吉君外十九名提出)
伊東国際観光温泉文化都市建設法案(島山鶴吉君外十九名提出)

一、昨十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

帝國石油株式会社法を廃止する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

一、昨十日委員会に付託された議案は次の通りである。
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)(参議院送付)
内閣委員会 付託

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)(参議院送付)
厚生委員会 付託
帝國石油株式会社法を廃止する法律案(内閣提出第二七号)(参議院送付)
通商産業委員会 付託

一、昨十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
昭和二十五年年度一般会計予算
昭和二十五年年度特別会計予算
昭和二十五年年度政府関係機関予算

一、昨十日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
日本国憲法第八條の規定による議決案

一、昨十日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めめるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めめるの件

一、昨十日議員から提出した質問主意

書は次の通りである。  
供米代金の支拂に関する再質問主意書(山口武秀君提出)  
迷信打破対策に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

定価 一部 六円五十銭  
送料実費  
発行所  
東京都新宿区市ヶ谷本村町  
印刷  
電話 九段五三一  
電報 東京一九〇〇 官報課